大学設置等に係る事務担当者説明会資料

高等教育局高等教育企画課大学設置室
平成23年3月2日

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

議　　事　　次　　第

- 開　会（13：30）
- 挨　拶
- 議　事

1.　大学の設置認可制度等に関する留意点・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2.　大学の設置等に係る提出書類の作成の手引きの主な改正について・・　８

3.　認可申請のスケジュール及び審査の観点・・・・・・・・・・・・・・・　９

4.　PR活動・募集行為、事務相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

5.　学部等の設置届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

6.　設置計画履行状況等調査について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

7.　質疑応答

- 閉　会（16：30）

大学の設置認可制度等に関する留意点

１．学校教育法施行規則等の改正について

情報の公表について

改正の趣旨

平成２２年６月１６日付け「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」において，大学等が公的な教育機関として，社会に対する説明責任を果たすとともに，その教育の質を向上させる観点から，公表すべき情報を法令上明確にし，教育情報の一層の公表を促進する趣旨より改正。（平成２３年４月１日施行）

設置の趣旨等を記載した書類（手引き P.66）

ト　情報の公表

【学校教育法第１１３条，学校教育法施行規則第１７２条の２】

・教育研究活動等の状況に関する情報の公表についての内容（公表の方針や考え方を含む。）及び方法等を具体的に記載してください。その際，以下の①～⑨の項目については，内容とともに，掲載している（又は掲載予定の）ホームページのアドレス等（例：http://・・・、トップ＞・・・＞教育研究活動の情報＞教育研究上の目的　等）も併せて記載してください。

①大学の教育研究上の目的に関すること

②教育研究上の基本組織に関すること

③教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

④入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

⑤授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

⑧授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

⑨大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果 等

２．近年の大学設置認可審査制度に関する改正

①早期判定制度について（平成２０年、平成２１年）

１．【早期認可】
全体計画審査又は第一次専門審査の結果、設置認可申請書に対して審査意見が付されず、かつ、教員個人調書に係る認可申請書の補正の必要がない場合、１０月末を待たずに早期に「可」と判定する。

２．【早期不認可】（いわゆるレッドカード）
全体計画審査又は第一次専門審査の結果、①設置申請の根幹に係る是正意見が付され、若しくは②設置計画全般に多数の是正意見が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合、１０月末を待たずに早期に「不可」と判定する。

【早期不認可】（いわゆる警告2回によるレッドカード）
全体計画審査又は第一次専門審査の結果、いずれにおいても警告（申請内容を抜本的に見直す必要があると判断したもの）が付された場合、10月末を待たずに早期に「不可」と判定する。

※ 大学設置認可段階における高等教育の質の担保のため、過度に準備不足の設置認可申請については、早期に「不可」の判定を出すことにより、申請者に対し、改めて十分な準備をするよう求めるとともに、審査の負担の軽減を図る。

(参考）一般的な審査スケジュール

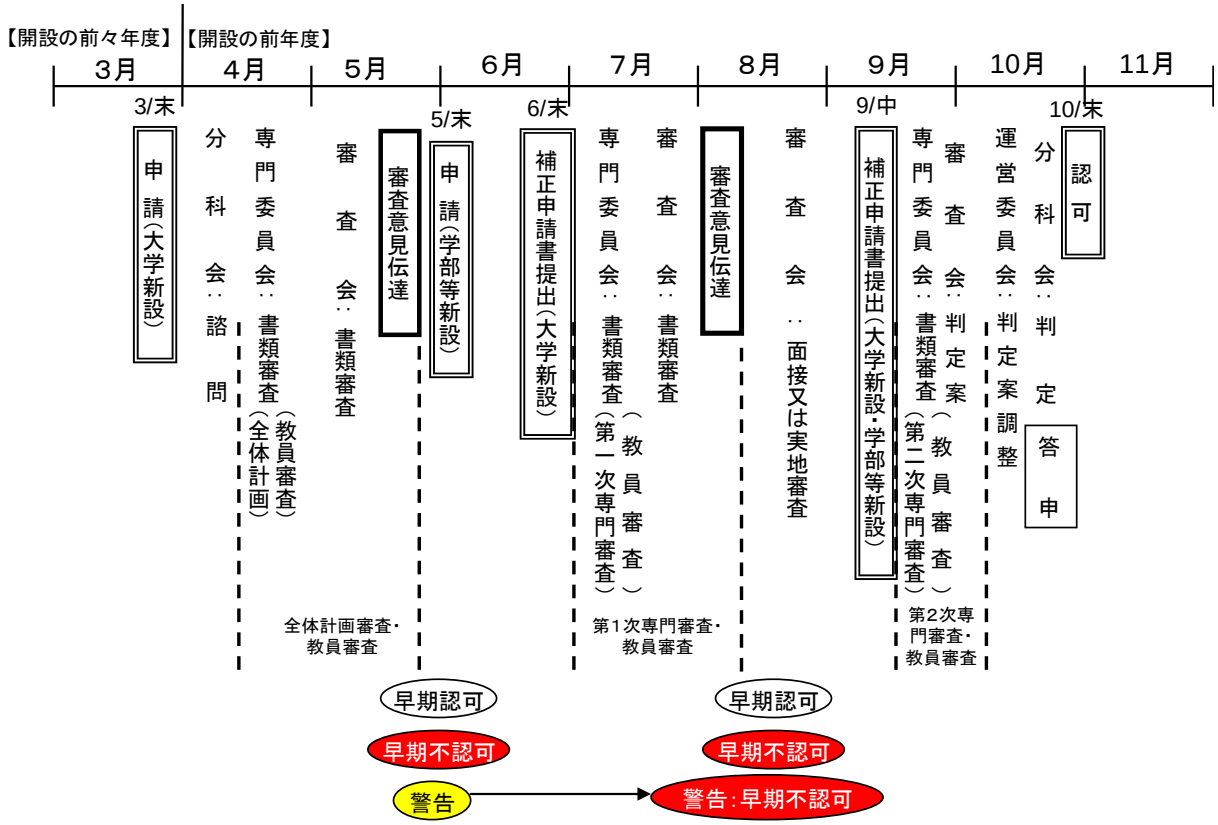

②公正な設置認可審査の実施について（ペナルティ制度について）（平成１８年）

１．設置認可をしない場合

〇認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者

〇設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

〇大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）

第二条　文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者

二　（略）

三　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

２．認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

〇文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

〇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成 18 年 4 月 18 日通知）

第２条第１号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

①　「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

ⅰ）文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上

ⅱ）面接審査・実地審査時における不正の行為

（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載

ⅲ）その他

（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

３．設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合

〇教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不適当と認められる場合。

〇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成 18 年 4 月 18 日通知）
第２条第３号（設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合）の運用方針

②　「履行の状況が著しく不適当と認められる」場合について

・・・「履行の状況が著しく不適当と認められる」典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不適当」か否かを判定する。

ⅰ）教員組織の整備状況

・　教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
・　教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

ⅱ）授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

・　授業科目の配当年次の大幅な変更
・　多数の授業科目内容の変更
・　主要授業科目の未開講

ⅲ）校舎等の施設及び設備の整備状況

・　整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
・　開設する授業科目に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室等）が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

③面接・実地審査の実施について（平成２１年）

全ての審査の過程において、**必要に応じて**面接又は実地審査を可能とした。

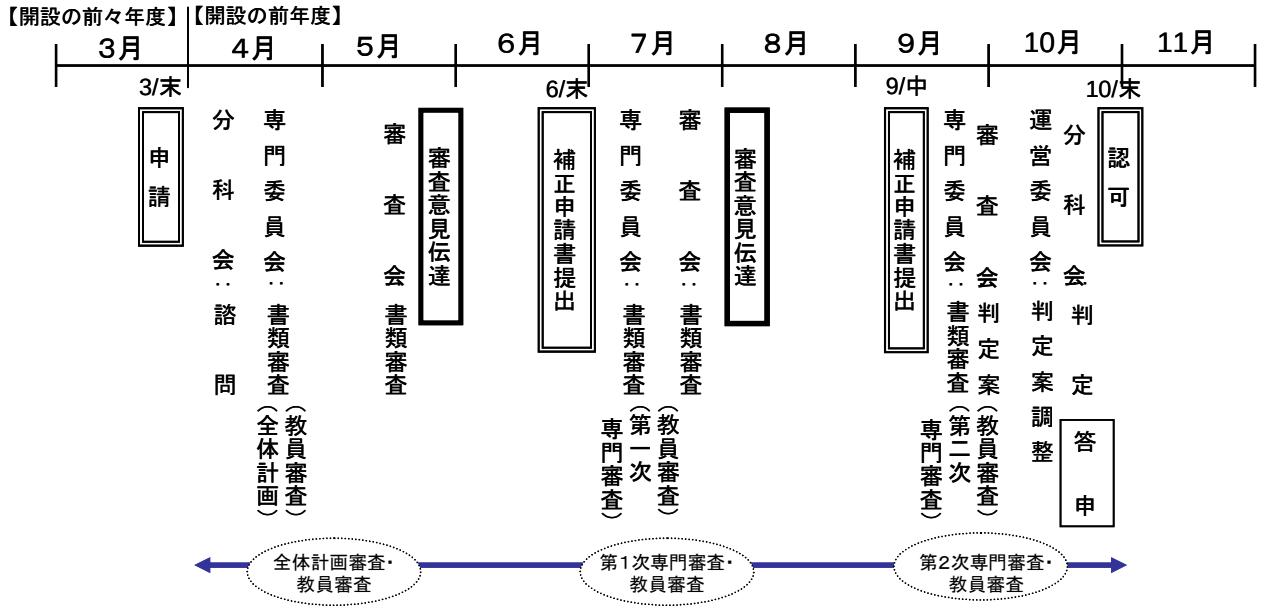

３．私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

○　大学設置等に係る提出書類の索引

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づく提出書類
・・・・・A

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」に基づく提出書類
・・・・・B

	手　続　き　の　種　類	参照頁
設置	・大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校の設置	A
	・大学の学部の設置 ・私立大学の学部の学科の設置 ・大学の大学院の設置 ・大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置，研究科の専攻に係る課程の変更 ・通信教育の開設	
	・公立大学の学部の学科の設置 ・短期大学の学科の専攻課程の設置 ・大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置	B
収容定員	・公立大学，公立短期大学，公立高等専門学校の収容定員変更 ・大学院の収容定員変更 ・大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更	B
	・私立大学，私立短期大学，私立高等専門学校の収容定員変更	A
廃止	・大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校の廃止 ・大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止	A
	・大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科の廃止 ・大学院の研究科の専攻の廃止 ・大学及び短期大学の通信教育課程の廃止	B
設置者変更		A
その他の学則変更		B

注）上記の「収容定員変更」には、収容定員増も含む。

４．設置認可申請書類等の大学設置室ＨＰへの掲載について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成２１年２月（同年３月施行）に改正され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認可行政を実現するという観点から、**大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大**が図られた。

〇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）

（認可等の公表）

第１２条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、**当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）**並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

１　提出期限について

手続の種類		電子ファイル提出期限
大学新設（１０月末認可）		１１月１８日（金）
学部等設置（１０月末認可）		１１月１８日（金）
通信教育の開設（１０月末認可）		１１月１８日（金）
収容定員増	（６月認可）	７月１５日（金）
	（８月認可）	９月１６日（金）
収容定員変更（届出）		届出をした日から２週間後まで
設置者変更		認可日から２週間後まで
学部等設置、通信教育の開設（届出）		
届　出　時　期		
４月２３日～　４月３０日		７月１５日（金）
５月２４日～　５月２８日		８月１９日（金）
６月２４日～　６月３０日		９月１６日（金）
７月２６日～　７月３０日		１０月１４日（金）
９月２７日～１０月　１日		１２月１６日（金）
１１月２４日～１１月３０日		２月１７日（金）
１２月１７日～１２月２４日		３月１６日（金）
学部等廃止の届出		届出日から２週間後まで

２　公表の対象区分

①大学又は高等専門学校の設置

②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置

③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

④高等専門学校の学科の設置

⑤大学における通信教育の開設

⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更

⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更

⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成２３年度改訂版）の主な改正点

◆各大学等への発送
　発送業者より、平成２３年２月２２日頃で発送

◆手引きの文部科学省ホームページ掲載
　URL ： http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1301431.htm

１．認可申請受付日の記載（P.2，P.6）
・大学等新設、学部・学科等新設、収容定員増加等に係る認可申請受付期間について記載

２．設置届出及び事前相談の送付確認（P.10，11，147）
・設置届出及び事前相談の資料送付後、メールの件名を「●●大学事前相談（設置届出）書類送付」とし、大学設置室アドレス「d-secchi@mext.go.jp」に確認メールを送信

３．情報の公表（P.66）
・平成22年6月16日付け「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」に基づき、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、その取組について記載

４．専門職大学院の認証評価（P.74）
・専門職大学院の認可申請において、質保証の観点から認証評価等について記載

５．学生募集停止の報告について（P.181，189，192）
・学生募集停止の報告提出の徹底及び学生、教職員等関係者に対する周知と理解の徹底

審査スケジュール

― 大学等新設の場合（３月末申請）―

○設置認可関係（大学設置分科会）

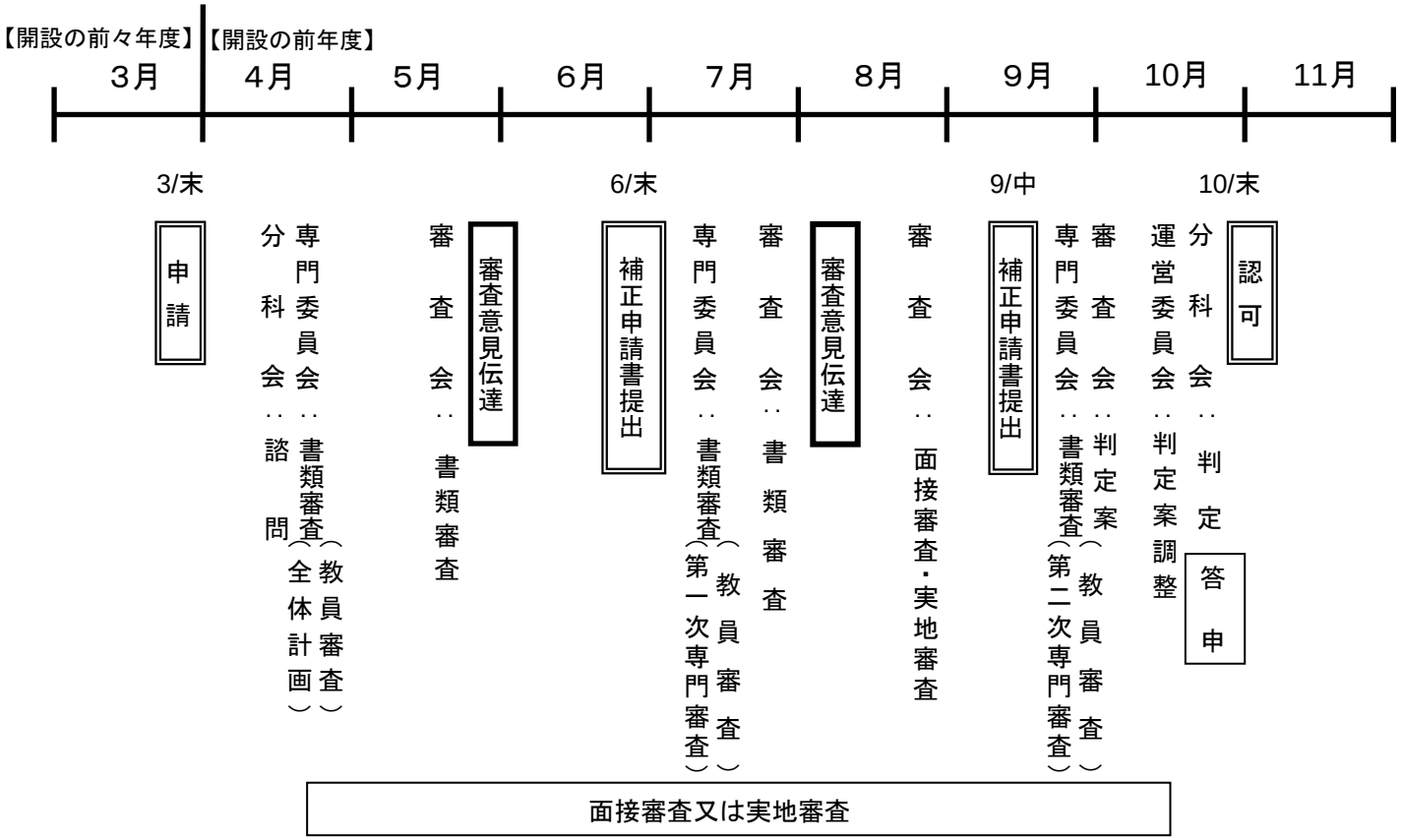

○設置に係る寄附行為変更認可関係（学校法人分科会）

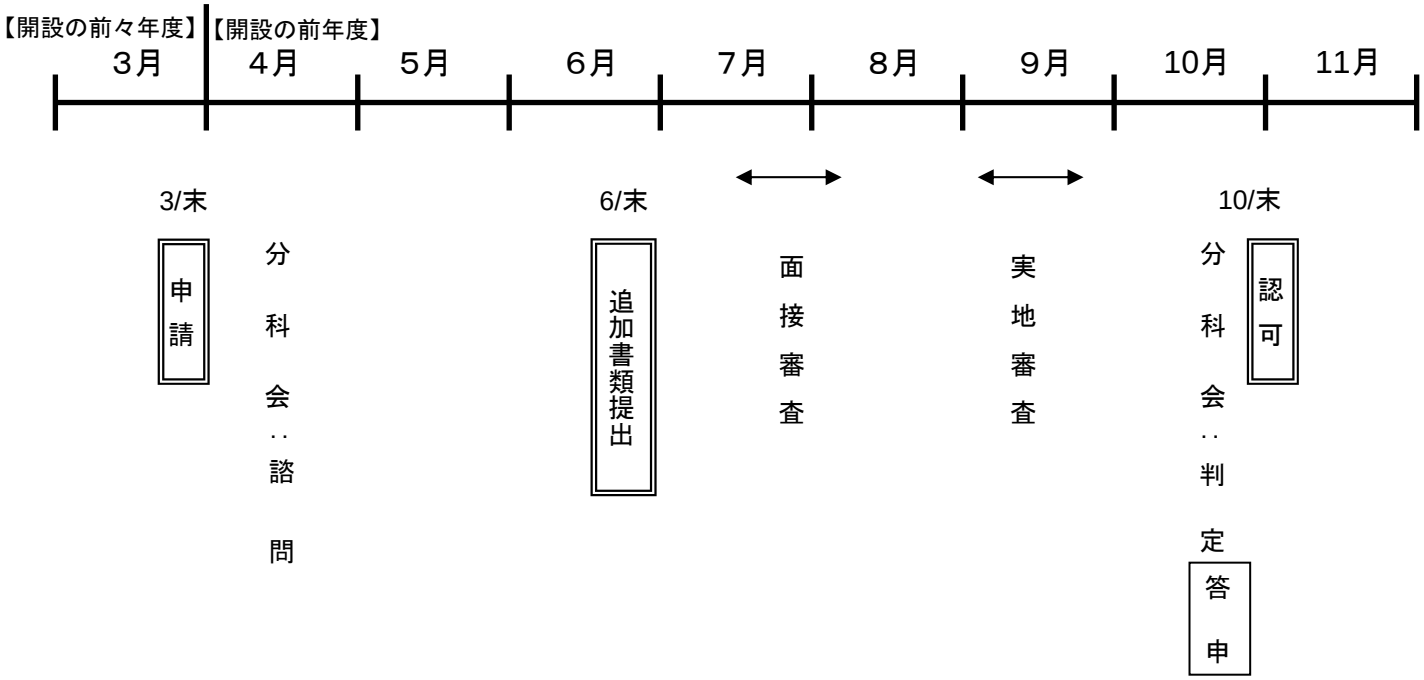

審査スケジュール
― 学部等設置の場合（５月末申請）―

○設置認可関係（大学設置分科会）

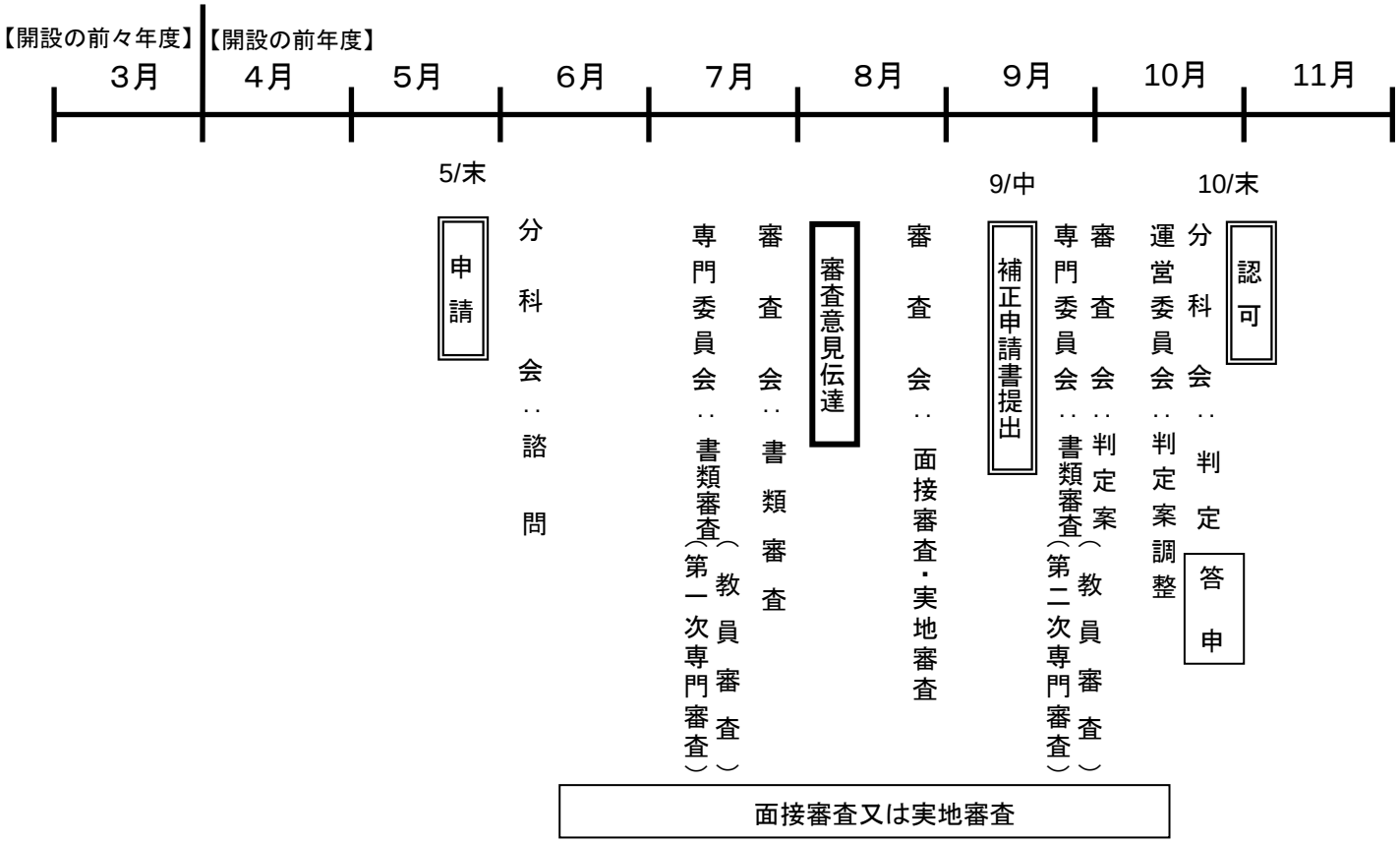

○設置に係る寄附行為変更認可関係（学校法人分科会）

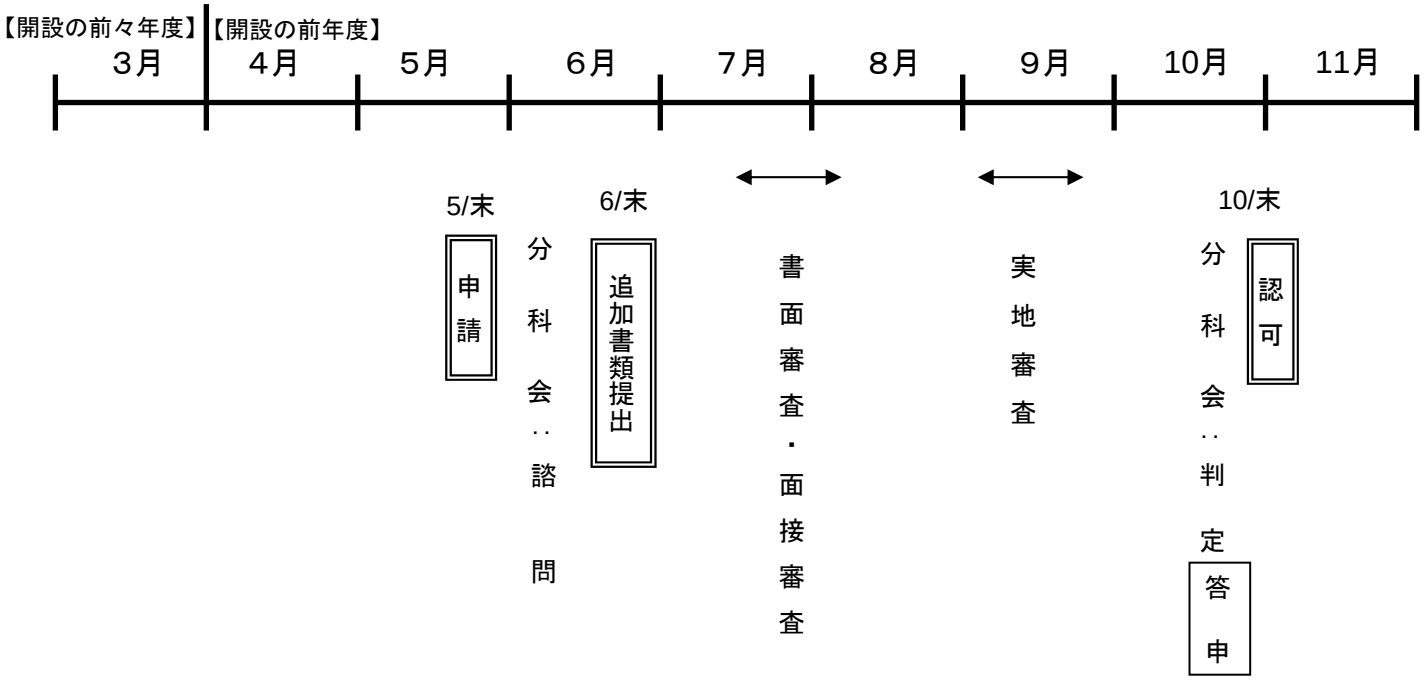

設置審査の主な観点（平成22年度審査）

○学部等について

1．設置の趣旨・目的

① 設置の趣旨は，大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして，整合性のあるものとなっているか。

② 教育研究上の理念・目的，養成する人材像，大学・学部・学科の特色が明記され，社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。

③ 特に職業人養成に特色を置く大学，学部及び学科の場合，経済社会の人材需要や地域の実情等について，適切な見通しを持っているか。

④ 学部，学科又は課程ごとに，人材の養成に関する目標その他の教育研究上の目標を学則等に定めているか。

2．名　称

① 大学等の名称は，設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。

② 学位に付記する専攻分野の名称は，学部・学科名称等に適切に対応しているか。

③ 英文表記は，国際的に通用性を有しているか。

3．教育課程

① 入学者の公正かつ妥当な選抜方法等が定められているか。

② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程が編成されているか。また，大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合，大学としての授業科目を自ら開設しているか。

③ 教育課程の編成に当たって，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。

④ 大学の教育上の目的に沿って，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，各年次に適切に配当しているか。

⑤ 授業を行う学生数は，授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分に挙げられるような人数となっているか。

⑥ 通信教育を行う場合，通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。

⑦ 授業は，講義，演習，実験，実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外の必要な学修等を考慮して，単位数を適切に定めているか。

⑧　高度メディア利用授業を実施する場合，具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また，その場合，法令の要件に適合しているか。

⑨　1年間の授業期間は，試験期間等を含め，35週に渡るとともに，各授業科目は，10週又は15週に渡るものとなっているか。集中授業については，十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。

⑩　単位互換を行う場合，他の大学において履修した授業科目について，60単位未満（短大にあっては30単位未満）とすることとしているか。

⑪　夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程，履修指導等）が適切であるか。また，図書館，厚生施設等の利用上の配慮，事務処理体制は適切であるか。

⑫　国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合，実習先が十分に確保されているか。また，実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。

⑬　通信教育を行う場合，指導・教育相談のための組織，情報通信技術の管理者等を配置し，丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。

⑭　卒業要件は，人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し，法令上の要件を満たしているか。

⑮　履修科目の登録上限（CAP制）の設定，厳格な成績評価（GPA）など，いわゆる「出口管理」に努めているか。

4．教員組織

①　教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。

②　大学の教育研究上の目的に照らして，主要な授業科目に，原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。

③　演習，実験，実習・実技を伴う授業科目については，助手を配置するなど，指導体制が配慮されているか。

④　教育研究上の責任体制，管理運営への参画，勤務形態・処遇等において，専任教員の位置付けは，明確となっているか。

⑤　当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には，教育研究上特に必要があり，当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また，専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑥　科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑦　教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

⑧　2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5．施設・設備等

①　教育研究に必要な教室（講義室，演習室，実験・実習室）等が備えられているか。

②　専任教員に対して研究室が備えられているか。

③　図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）

④　教育研究上必要な種類及び数の機械，器具及び標本が備えられているか。

⑤　大学の教育研究上の目的を達成するため，必要な経費の確保等により，教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。

⑥　運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は，実地にて確認する。また，その場合，学生が円滑に利用できるようになっているか。

⑦　2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。

⑧　大学が他の学校等との間で施設を共用する場合，当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。

⑨　大学における校地の面積は，収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。

⑩　校舎の面積は，設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合，それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

6．その他

①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。

②　教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。

③　専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。

④　当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

⑤　同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。（学部・学科単位で入学定員ベースで1．3倍以上のもの）

○大学院について

1．設置の趣旨・目的

① 各専攻ごとに，具体的にどのような人材を養成しようとしているか，どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。

② 人材養成の目的を学則等に明記し，組織的に共有する仕組みとなっているか。

③ 教育研究の理念は，明確となっているか。研究領域として，専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。

④ 人材養成の目的・教育研究の理念は，大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。

⑤ 研究科・専攻は，大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。

⑥ 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ，大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。

2．名　称

① 研究科・専攻の名称は，設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。

② 学位に付記する専攻分野の名称は，教育課程を適切に表しているか。

③ 英文表記は，国際的に通用性を有しているか。

3．教育課程

① 人材養成の目的や特色に応じて，アドミッション・ポリシーを明確とし，選抜の方法等に適切に反映しているか。

② 標準修業年限の特例を設ける場合，「実務の経験を有する者」を対象とする等，必要な条件を満たしているか。（修士課程のみ）

③ アドミッション・ポリシーに応じて，受入れ学生の入学前教育（学部教育又は修士課程教育）との接続を考慮した教育課程となっているか。

④ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また，大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合，大学としての授業科目を自ら開設しているか。

⑤ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。

⑥ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。

⑦ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。

⑧ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。

⑨ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて，学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。

⑩ 通信教育を行う場合，通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。

⑪　履修モデルに対応しつつ，学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスは，明確になっているか。

⑫　学位の円滑な授与と水準の確保の観点から，適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。

⑬　授業は，講義，演習，実験，実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，単位数を適切に定めているか。

⑭　高度メディア利用授業を実施する場合，具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また，その場合，法令の要件に適合しているか。

⑮　学生に対して，授業・研究指導の方法・内容，一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。

⑯　学修の成果・学位論文に係る評価，修了の認定に当たって，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示し，当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。

⑰　1年間の授業期間は，試験期間等を含め，35週にわたるとともに，各授業科目は，10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については，十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。

⑱　単位互換を行う場合，他の大学院において履修した授業科目について，10単位未満とすることとしているか。

⑲　入学前の既修得単位の認定を行う場合，大学院において履修した授業科目について，10単位未満とすることとしているか。

⑳　夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程，履修指導等）が適切であるか。また，図書館，厚生施設等の利用上の配慮，事務処理体制は適切であるか。

㉑　国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合，実習先が十分に確保されているか。また，実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。

㉒　通信教育を行う場合，指導・教育相談のための組織，情報通信技術の管理者等を配置し，丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。

㉓　人材養成目的や専攻分野の特性に応じて，社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。

㉔　修了要件は，人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し，法令上の要件を満たしているか。

㉕　学位論文審査・最終試験の方法は，明確となっているか。

㉖　学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は，広く社会に公表する仕組みとなっているか。（博士課程のみ）

4．教員組織

① 授与する学位の種類に応じて，専攻ごとに，研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に，教員の学位保有状況には留意する。

② 授与する学位の分野に応じて，設定した研究領域ごとに，研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。

③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し，組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。

④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。

⑤ 教育研究上の責任体制，管理運営への参画，勤務形態・処遇等において，専任教員の位置付けは，明確となっているか。

⑥ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には，教育研究上特に必要があり，当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また，専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑦ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑧ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5．施設・設備等

① 教育研究に必要な教室（講義室，演習室，実験・実習室）等が備えられているか。

② 専任教員に対して研究室が備えられているか。

③ 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）

④ 教育研究上必要な種類及び数の機械，器具及び標本が備えられているか。

⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため，必要な経費の確保等により，教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。

⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。

⑦ 大学院大学の場合，当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

6．その他

① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。

② 教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。

③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。

④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

○専門職大学院について

1．設置の趣旨・目的

① 当該専門職大学院において，具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。

② 人材養成の目的を学則等に明記し，組織的に共有する仕組みとなっているか。

③ 教育研究の理念は，明確になっているか。研究領域として，専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。

④ 人材養成の目的・教育研究の理念は，専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。

⑤ 研究科・専攻は，大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。

⑥ 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性，最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。

2．名　称

① 研究科・専攻の名称は，設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。

② 学位に付記する専攻分野の名称は，教育課程を適切に表しているか。

③ 英文表記は，国際的に通用性を有しているか。

3．教育課程

① 人材養成の目的や特色に応じて，アドミッション・ポリシーを明確にし，選抜の方法等に適切に反映しているか。

② 標準修業年限の特例を設ける場合，「実務の経験を有する者」を対象とする等，必要な条件を満たしているか。

③ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また，大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合，大学としての授業科目を自ら開設しているか。

④ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。

⑤ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。

⑥ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され，体系的な教育課程が編成されているか。

⑦ 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。

⑧ 新しい社会のニーズに応える幅広く，かつ高度の専門的教育を行うと共に，実務との融合を図る教育内容となっているか。

⑨ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。

⑩　人材養成目的や専攻分野の特性に応じて，学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。

⑪　通信教育を行う場合，通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。

⑫　授業を行う学生数は，授業の方法及び施設，設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分あげられるような人数となっているか。

⑬　履修モデルに対応しつつ，学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは，明確になっているか。

⑭　学位の円滑な授与と水準の確保の観点から，適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。

⑮　授業は、講義，演習，実験，実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに，専門職大学院として，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。

⑯　授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，単位数を適切に定めているか。

⑰　高度メディア利用授業を実施する場合，具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また，その場合，法令の要件に適合しているか。

⑱　学生に対して，授業・研究指導の方法・内容，一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。

⑲　学修の成果に係る評価，修了の認定に当たって，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示し，当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。

⑳　1年間の授業期間は，試験期間等を含め，35週にわたるとともに，各授業科目は，10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については，十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。

㉑　単位互換を行う場合，他の大学院において履修した授業科目について，修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。

㉒　入学前の既修得単位の認定を行う場合，大学院において履修した授業科目について，修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。また，この場合であって在学期間の短縮を行う場合，その内容・方法は適切なものとなっているか。

㉓　夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程，履修指導等）が適切であるか。また，図書館，厚生施設等の利用上の配慮，事務処理体制は適切であるか。

㉔　国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合，実習先が十分に確保されているか。また，実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。

㉕　通信教育を行う場合，専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関

して，当該効果が認められる授業等について行われているか。また，多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。

㉖　人材養成目的や専攻分野の特性に応じて，社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。

㉗　修了要件は，人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し，法令上の要件を満たしているか。

4．教員組織

①　研究科及び専攻の種類及び規模に応じ，教育上必要な教員を置いているか。

②　教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し，組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。

③　主要な授業科目に，原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。

④　専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し，かつその他の必要な要件（①教育上又は研究上の業績，②高度の技術・技能，③特に優れた知識・経験のいずれか）を備え，必要数を充足しているか。

⑤　教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員（5年以上の実務経験を有し，高度の実務能力を有する者）となっているか。実務家教員の配置は，教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。

⑥　専門職大学院の独立性の確保に鑑み，当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。

⑦　教育研究上の責任体制，管理運営への参画，勤務形態・処遇等において，専任教員の位置付けは，明確になっているか。

⑧　当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には，教育研究上特に必要があり，当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また，専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑨　科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑩　教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

⑪　2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5．施設・設備等

①　教育研究に必要な教室（講義室，演習室，実験・実習室）等が備えられているか。

②　専任教員に対して研究室が備えられているか。

③　図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）

④　教育研究上必要な種類及び数の機械，器具及び標本が備えられているか。

⑤　大学の教育研究上の目的を達成するため，必要な経費の確保等により，教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

⑥　2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。

⑦　大学院大学の場合，当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

6．その他

①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。

②　教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。

③　専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。

④　当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

⑤　認証評価を受ける見通しを持っているか。

○教職大学院について

1．設置の趣旨・目的

① 当該教職大学院において，具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。

② 研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等位定めているか。

③ 教育研究の理念は，明確になっているか。また,専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに,当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。

④ 人材養成の目的・教育研究の理念は，教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。

⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について,教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。

2．名　称

① 研究科・専攻の名称は，研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。

② 英文表記は，国際的に通用性を有しているか。

3．教育課程

① 人材養成の目的や特色に応じて，アドミッション・ポリシーを明確にし，選抜の方法等に適切に反映しているか。

② 標準修業年限の特例を設ける場合，「実務の経験を有する者」を対象とする等，必要な条件を満たしているか。

③ 専ら幼稚園,小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教育の養成を実現しうる教育課程となっているか。

④ 人材養成目的を達成するため，以下の点を踏まえ,必要な授業科目を自ら開設し,体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。

1）教育課程の編成及び実施に関する領域，2）教科等の実践的な指導方法に関する領域，3）生徒指導及び教育相談に関する領域，4）学級経営及び学校経営に関する領域，5）学校教育と教員の在り方に関する領域，のすべての領域の科目のほか，実習により行われる授業科目，その他各教職大学院において開設する科目を含め，体系的に教育課程を編成すること。

⑤　関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し，学校教育に関する「理論と実践の融合」を図る教育内容となっているか。

⑥　上記④の5つの領域において共通的に開設せれる授業科目の単位数の合計一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要単位数を引いたもののうちの半数）以上となっているか。

⑦　目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。

⑧　授業を行う学生数は，授業の方法及び施設，設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分あげられるような人数となっているか。

⑨　履修モデルに対応しつつ，学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは，明確になっているか。

⑩　授業は、講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに，教職大学院として，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究，模擬授業，授業観察・分析，ワークショップ,フィールドワーク等適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。

⑪　授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，単位数を定めているか。

⑫　小学校等の教員としての実務の経験を有する者について,実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合,当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており,かつ,それらについて合理性があるか。また,免除する場合,「教育上有益と認めるとき」に限定されており,かつ,免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。

⑬　学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。

⑭　教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み，多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合，具体的な実施方法等が示されているか。また，その場合，法令の要件に適合しているか。（全ての授業が通信により行われる課程は想定されない）

⑮　現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画(1年コース)である場合，教育方法・履修スケジュールなどについて，学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。

⑯　学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容，一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。

⑰　学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って行う仕組みとなっているか。

⑱　成績評価の基準・方法について，研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設

定されているか。

⑲　1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたるとともに，各授業科目の授業は，10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については，教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。

⑳　単位互換を行う場合，他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。

㉑　単位互換を行う場合，他の大学院において履修した授業科目について，修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。

㉒　入学前の既修得単位の認定を行う場合，編入学，転学等の場合を除き，当該教職大学院において修得した単位以外のものについては，他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ，修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また，この場合であって在学期間の短縮を行う場合，その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。

㉓　夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程，履修指導等）が明確であるか。また，図書館，厚生施設等の利用上の配慮，事務処理体制等は明確であるか。

㉔　高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。

㉕　実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか（開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数）。

㉖　実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について，教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また，当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。

㉗　現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。

㉘　現職教員学生の在籍校での実習を含む場合，当該実習の水準が明確になっているか。また，日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。

㉙　連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合，実習先が十分に確保されているか。また，実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について，実習先と十分に調整を行っているか。

㉚　当該教職大学院の人材養成目的等に応じて，教育委員会，学校現場など養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。

㉛　修了要件は，人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し，法令上の要件（45単位以上）を満たしているか。

㉜　標準修業年限の特例を設ける場合，実務の経験を有する者に対して教育を行う場合

であって，教育研究上の必要があり，かつ，適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。

4．教員組織

① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ，かつ専門職大学院設置基準5条各号（①教育上又は研究上の業績，②高度の技術・技能，③特に優れた知識・経験）のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。

② 教員組織のうち概ね4割以上は，専攻分野におけるいわゆる実務家教員（概ね20年程度の実務経験を有することが望ましい）となっているか。実務家教員の配置は，教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。

③ 全体として実践的内容を意識した教育が展開されるよう，実務家教員と理論的な科目を担う教員が適切に役割分担・協同し，組織的な連携体制を確保しているか。

④ 主要な授業科目に，原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。

⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく，一定以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど，教員組織全体としてバランスがとれているか。

⑥ 実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する専任教員は，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。

⑦ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は，一年間につき6単位以上の授業科目を担当し，かつ，教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。

⑧ 教員組織の年齢構成について，教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。

⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合，それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また，それぞれの校地には，当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。

⑩ 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。

(1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず，知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。

※例えば，大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等，校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から，担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。）

(2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には，理論や実践の一般化に係る内容が包含されているか。

※教員等学校教育関係者以外の者の場合，学校教育関係者と同様に，実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から，担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。

⑪　実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。

Ⅰ　教員等学校教育関係者の場合

(1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるための指導を行い得る，一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。

※例えば教諭の場合，標準的な勤務経験（担任サイクル，主任等の経験）を考え，概ね20年程度の経験を有するか。（他方，校長・教頭等の管理職，指導主事の経験を有する場合等，その職務の性質の相違を勘案しつつ，教諭としての経験期間よりも長く評価することにより，全体として同等以上と評価し得る期間である必要がある。）

(2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合，実務経験の期間と実務から離れてからの期間は，実務を離れてから5～10年以内であるか。この場合，実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

Ⅱ　教員等学校教育関係者以外の者の場合

担当科目と実務の経験との関連が認められるか。

Ⅲ　全体として，学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。（必要専任教員数の3割以上は，教員等学校教育関係者であるか。）

教育研究上の責任体制，管理運営への参画，勤務形態・処遇等において，専任教員の位置付けは，明確になっているか。

⑫　当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には，教育研究上特に必要があり，当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また，専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑬　科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑭　教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

5．施設・設備等

①　教育研究に必要な専用の講義室，研究室，実験・実習室等が備えられているか。

②　専任教員に対して研究室が備えられているか。

③　研究科及び専攻の種類に応じ，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上

必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）

④　研究科又は専攻の種類，教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械，器具及び標本が備えられているか。

⑤　2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては，それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備（講義室，研究室，学生自習室，医務室，図書館等）が設けられているか。

⑥　大学院の教育研究上の目的を達成するため，必要な経費の確保等により，教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

⑦　授業の一部を校舎等以外の場所で行う場合は，文部科学省告示第43号（いわゆる「サテライト告示」）に定める要件を満たしているか。

⑧　大学院大学の場合，当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。

6．その他

①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。

②　教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。

③　専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。

④　当該大学における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

⑤　学校現場などの要請した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み，学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。

○共同教育課程について

1．設置の趣旨・目的

① 設置の趣旨に共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。

② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで，教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。

2．名　称

① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。

② 共同教育課程を編成する大学（大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。）の共同学科等の名称は同一の名称であるか。

3．教育課程

① 構成大学（大学院は除く）において，それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。

② 修士課程又は博士課程においては，学生が全ての共同教育課程を編成する大学院（以下，構成大学院という。）の教員から研究指導を受けることができるよう研究指導教員については，それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際，主担当の教員のみならず，副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても，共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。

③ 構成大学が遠隔地にある場合，共同教育課程の実施に当たり，学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないよう適切に配慮されているか。

④ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため，構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に，学生に対し，当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう，あらかじめ，その方策が定められているか。

⑤ 学位の審査は，構成大学が合同で行っているか。この場合において，学位審査委員会は，全ての構成大学の教員をもって構成されているか。

⑥ 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか，学位規則第5条の協力者となっているか。

⑦ 構成大学で協議の上，学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。

⑧ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は，構成大学が連名で授与することになっているか。

⑨ 共同教育課程の修了要件が，それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位

数が以下のとおり設定されているか。

学科（医学・歯学除く）	・・・	31単位以上
学科（医学・歯学）	・・・	32単位以上
大学院（修士課程・博士課程）	・・・	10単位以上
専門職大学院（法科・教職除く）	・・・	10単位以上
法科大学院・教職大学院	・・・	7単位以上
短期大学（2年制）	・・・	10単位以上
短期大学（3年制）	・・・	20単位以上

4．教員組織

① 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は，原則として構成大学のうちいずれかの大学に所属しており，構成大学を設置する各法人等において教員の採用，昇任，降任，免職，懲戒等の手続が行いうる体制がそれぞれ整備されているか。

5．施設・設備等

① 共同教育課程を編成する構成大学は，共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合，共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は，それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え，かつ，教育研究に支障がないと認められるか。

② 共同教育課程を編成する構成大学は，共同学科の収容定員に応じ，学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合，共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は，それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており，かつ，教育研究に支障がないと認められるか。

③ 共同教育課程を編成する構成大学は，共同学科の収容定員の割合に応じ，共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合，共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は，それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており，かつ，教育研究に支障がないと認められるか。

6．その他

① 学生の在籍関係について，構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。

② 入学者選抜の際に各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し，入学者選抜の結果も合わせて勘案の上，それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。

③ あらかじめ構成大学間において，学長，理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し，各大学ごとの収容定員，教員の配置，教育研究の内容，業務運営，経費の配分，学生に対する責任，授業料等の取扱い，共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。

④ 構成大学は，共同教育課程の編成及び実施に当たって，構成大学間の調整を図るため，協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため，協議会等は各大学において権限を有する者あるいは学長，理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。

協議会等において，以下のような事項が明文化されているか。

＜審議事項（例）＞

・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
・学位審査委員会の設置に関する事項
・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
・予算に関する事項
・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

認可申請，届出設置における PR活動・募集行為について

➢ PR活動

・説明会，ホームページ，新聞等により「認可申請中」等である旨の広報を行うことは可能
ただし，認可申請中等であること，募集人員等が予定であり変更があり得る旨を明確に記載すること

➢ 募集行為(募集要項の配布，出願受付等）及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

・認可申請の場合は，認可後

・届出設置の場合は，原則届出後60日経過後

※届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため（それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く）

※大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能

※認可後等の学生募集は「平成22年度大学入学者選抜実施要項について」（平成23年5月通知予定）に従って実施

事務相談について

・事務相談可能日を参考にしながら、**希望日の2週間前の週の月曜日の10：00**から電話にて事務相談を受け付けます。

・当日使用する事務相談資料を**相談日の3営業日前**までに送付ください。

・当日は文部科学省**4Fの来省者控え室でお待ち頂き**、時間になりましたら（内線2486）でご連絡の上，**14F西側の大学設置相談室**にお越しください。

・控え室に備付きの「相談表」に必要事項を記入の上相談時に提出してください。

「相談表」はHP上にも掲載しています。

・**来省人数は原則4名以下とし**、その中には、事務方だけでなく、**申請内容に関わっている中心となる教員等構想を十分に把握されている方も必ず来省**するようにしてください。

学部等の届出設置のポイント

平 成 23 年 3 月
文部科学省大学設置室

新たに学部等を設置するにあたり，学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することができます。
（学校教育法第４条第２項，同法施行令第２３条第２）

届出による学部等の設置は，**学問体系が確立した１７の分野のうち，学位の種類・分野に変更がない場合に届出による設置が可能**です。

また，**学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も，一定条件のもとに届出による設置が可能**です。（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（文部科学省告示第 39 号））

届出後の事務処理については，別紙１を参照してください。

１．学位の種類に変更がないとは

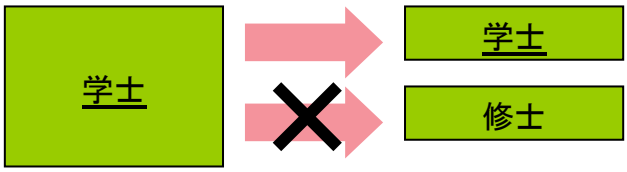

２．学位の分野に変更がないとは

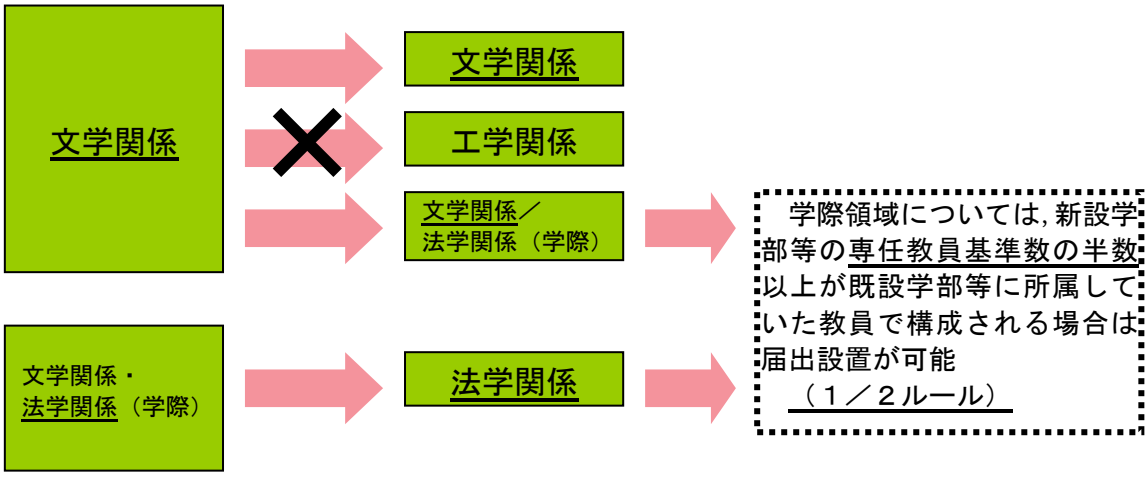

３．設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は，認可や届出といった設置手続きに関わらず‘社会に対する「約束」’です。新しい学部等を設置される場合は，教育課程，教員組織，施設・設備等の計画について，学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

４．手続き等の留意点

Point１　運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は，人材養成目的，教育課程，教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は，大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

（大学や学部等の名称を変更される場合は，当該案件の「学校教育法施行規則第２条」に係る届出の該当の適否のほか，「大学設置基準第４０条の４」（大学等の名称）等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから，名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。）

事前相談を希望される場合は，関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。※併せて，事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

（ただし，名称変更に係る事前相談については，短期大学は大学振興課短期大学係，高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。）

記入上の留意点については，別紙２～６を参照してください。

※「認可又は届出」・・・別紙２，３

「名称変更」・・・・・別紙４，５，６

	受付期間			開催予定日
1	平成23年　1月31日（月）	～	2月　4日（金）	平成23年　3月23日（水）
2	平成23年　4月26日（火）	～	5月　6日（金）	平成23年　6月15日（水）
3	平成23年　7月　4日（月）	～	7月　8日（金）	平成23年　8月19日（金）
4	平成23年10月24日（月）	～	10月28日（金）	平成23年12月16日（金）
5	平成23年11月28日（月）	～	12月　2日（金）	平成24年　1月27日（金）
6	平成24年　1月30日（月）	～	2月　3日（金）	平成24年　3月23日（金）

Point２　設置計画の確実な履行

届出による設置であっても，校地，校舎，専任教員基準等の法令を遵守することはもとより，設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては，平成２１年度より，平成１８年度以降届出設置（１９年度開設）された，全ての学部等を対象に実施しており，調査の結果，留意事項を付すことになった場合には，設置認可後のアフターケア同様に公表しています。

次年度以降も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので，十分にご留意ください。

Point３　情報公開

平成２１年度から，大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第１２条に基づき，届出による設置の場合においても，従来，公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え，届出設置の際の添付資料である，「基本計画書（カリキュラム，教員数等を含む）」，「校地校舎等の図面」，「学則」，「設置の趣旨等を記載した書類」及び「教員名簿（年齢及び月額基本給を除く）」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては，電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので，手続に遺漏なきようお願いします。

Point４　広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても，大学の責任において実施することは差し支えありませんが，「構想中」であることを明示することはもとより，未確定な内容や紛らわしい表現などがないよう適切に行ってください。

Point５　学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合，法令に基づく措置命令を行うため，学生保護の観点から，学生募集活動は，原則として，届出後６０日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは，大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが，届出された設置計画が法令に適合しない場合は，措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動，学生募集活動については，別紙７を参照してください。

Point６　その他の留意点

① 基本計画書（様式２号(その１)）の「同一設置者内における変更状況」欄に，学内の定員変更内容を記載することにより，収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則届の省略が可能

※届出による学部等の設置に伴い，大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要

② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数，教授数）

５．設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は，以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は，３月末に収容定員増の認可申請を行うものは４月の受付期間，６月末に収容定員増の認可申請を行うものは６月の受付期間に届出を行ってください。※併せて，届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

	受付期間			収容定員の認可申請
1	平成23年　4月22日(金)	～	4月28日(木)	3月末申請は4月に届出
2	平成23年　5月25日(水)	～	5月31日(火)	
3	平成23年　6月24日(金)	～	6月30日(木)	6月末申請は6月に届出
4	平成23年　7月25日(月)	～	7月29日(金)	
5	平成23年　8月25日(木)	～	8月31日(水)	
6	平成23年　9月26日(月)	～	9月30日(金)	
7	平成23年11月24日(木)	～	11月30日(水)	
8	平成23年12月19日(月)	～	12月26日(月)	

６．届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し，原則として受付後６０日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

届出後の事務処理の流れ

別紙１

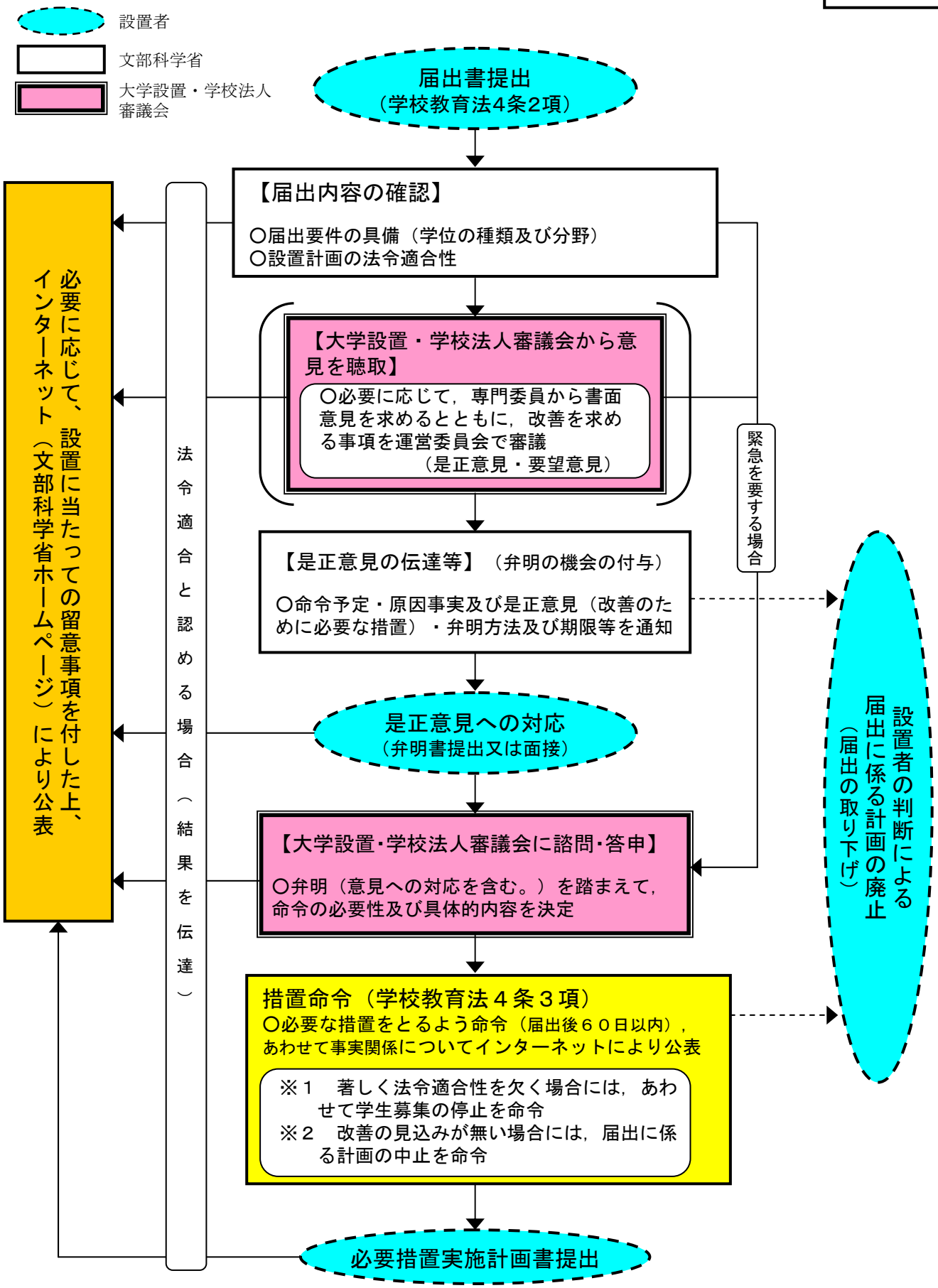

（作成例：学部の場合）

別紙2

設　置　計　画　の　概　要

事項	記入欄
事前相談事項	認可又は届出
計画の区分	学部の設置
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ ﾄﾗﾉﾓﾝｶﾞｸｴﾝ 学校法人　虎ノ門学園
フリガナ 大学の名称	ﾄﾗﾉﾓﾝﾀﾞｲｶﾞｸ 虎ノ門大学（The University of Toranomon）
新設学部等において養成する人材像	①…… ②…… ③……
既設学部等において養成する人材像	①…… ②…… ③……
新設学部等において取得可能な資格	【国際関係学部 国際文化学科】 ・中学・高校教員１種（国語，社会） ① 国家資格，② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が ・図書館司書 ① 国家資格，② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが，資格取得が卒業の必須条件ではない。 【国際関係学部 国際開発学科】 ・中学・高校教員１種（国語，社会） ① 国家資格，② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち，新設学部等の基礎となる学部等」について記載してください。

新設学部等の概要

新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等：学位又は称号	授与する学位等：学位又は学科の分野	開設時期	専任教員：異動元	助教以上	うち教授
国際関係学部	国際文化学科	4	80	－	320	学士 （国際文化学）	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成24年4月	文学部歴史文化学科	5	3
									文学部言語学科	4	2
									法学部法律学科	1	1
									計	10	6
	国際開発学科	4	120	3年次 10	480	学士 （国際開発学）	文学関係 経済学関係	平成24年4月	文学部歴史文化学科	2	1
									文学部言語学科	3	1
									経済学部経済学科	3	3
									新規採用	2	1
									計	10	6
										0	0
									計	0	0

新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。

専任教員数は、新設学部等の学年進行終了時における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。

既設学部等の概要（現在の状況）

既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等：学位又は称号	授与する学位等：学位又は学科の分野	開設時期	専任教員：異動先	助教以上	うち教授
文学部 （廃止）	歴史文化学科	4	60	－	240	学士 （文学）	文学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	5	3
									国際関係学部国際開発学科	2	1
									その他	1	1
									退職	1	1
									計	9	6
						学士 （文学）	文学関係	平成2年4月	国際関係学部国際文化学科	4	2
									国際関係学部国際開発学科	3	1
									その他	1	1
									退職	1	1
									計	9	5
法学部							法学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	1	1
									法学部法律学科	15	6
									新規採用	1	1
									退職	1	1
									計	18	9
経済学部	経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 （経済学）	経済学関係	昭和45年4月	国際関係学部国際開発学科	3	3
									経済学部経済学科	13	6
									新規採用	1	1
									計	17	10

新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。

設置手続に係る専門的判断を要する確認事項（例：学位の英文表記や教育課程の構成等）がある場合は，備考欄に記載してください。
※収容定員に係る学則変更の認可申請を予定している場合は，その旨記載してください。

新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。

【備考欄】

平成23年6月　収容定員に係る学則変更の認可申請予定

（作成例：大学院の場合）

別紙2

設　置　計　画　の　概　要

事項	記入欄
事前相談事項	認可又は届出
計画の区分	研究科の設置
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ ﾄﾗﾉﾓﾝｶﾞｸｴﾝ 学校法人　虎ノ門学園
フリガナ 大学の名称	ﾄﾗﾉﾓﾝﾀﾞｲｶﾞｸ ﾀﾞｲｶﾞｸｲﾝ 虎ノ門大学大学院（The Graduate schoo of Toranomon）
新設学部等において養成する人材像	①…… ②…… ③……
既設学部等において養成する人材像	①…… ②…… ③……
新設学部等において取得可能な資格	【教育学研究科　教育学専攻】 ・中学・高校教員専修（国語，社会） ① 国家資格，② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。

概要　新設学部等の

新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等：学位又は称号	授与する学位等：学位又は学科の分野	開設時期	専任教員：異動元	専任教員：助教以上	専任教員：うち教授
教育学研究科	教育学専攻(M)	2	10	－	20	修士 (教育学)	教育学・保育学関係	平成24年 4月	児童学研究科児童学専攻(M)	5	3
									教育学部教育学科	4	2
									新規採用	1	1
									計	10	6
									計	0	0

既設学部等の概要

既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等：学位又は称号	授与する学位等：学位又は学科の分野	開設時期	専任教員：異動先	専任教員：助教以上	専任教員：うち教授
児童学研究科 (廃止)	児童学専攻(M)	2	10	－	20	修士 (児童学)	教育学・保育学関係	平成16年 4月	教育学研究科教育学専攻(M)	5	3
									その他	1	1
									退職	1	1
									計	7	5

既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等（「〇〇学部」→「△△研究科」等）へ専任教員が移行する場合については，当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。

【備考欄】

（作成例）

別紙３

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要　（　事　前　相　談　）

（法学部法学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	専任教員等の配置 教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1					
	○○○概論（基礎）	1前	2			○									ｵﾑﾆﾊﾞｽ
	◇◇◇◇	1･2後		2		○								兼2	
	△△△論Ⅰ（基礎）	1･2前		2		○									
	△△△論Ⅱ（応用）	1･2後		2		○									
	△△△論Ⅲ（発展）	2･3前		2		○									
	×××論	2前		2		○								兼1	
	＄＄＄学	2前		2		○								兼1	
	％％％学	2前		2		○					1			兼1	
	＃＃＃史	1･2後													
	＊＊＊法	1･2後												兼2	
	◎◎◎法	2･3後												兼2	
	△△△史	1･2前										1			
	○○○概論	1･2後		2		○					1				集中
	○○○総論	1･2前		2		○								兼1	
	△▼△論	1･2後		2		○			1	1		1			
	×××Ⅰ（基礎）	1･2前	2			○			1						
	×××Ⅱ（応用）	2･3後	2			○			2						
	■■■基礎演習	2後	2				○		2						
	小計（19科目）	－	10	28	0	－			6	3	2	2	0	兼8	－
専門応用科目	○○○概論（応用）	2後	2			○			2						
	■■■■論	2前				○			1	1					
	○○○法	2後				○				1					ﾒﾃﾞｨｱ
	◇◇◇法	2後				○				1		1			ﾒﾃﾞｨｱ
	◇◇◇史	2後				○					1				ﾒﾃﾞｨｱ
	▼▼▼▼総論	3･4前	2			○									
	□□□学	3･4後		2		○								2	
	＄＄＄論	3･4後		2		○								2	
	▽▽▽学	3後		2		○								1	
	＃＃＃学（応用）	4後		2		○									
	○○○研究	3後		2			○		3						
	×××研究	3後		2			○		2	1					
	□□□発展演習	4後		2			○		3						※実験
	■■■発展演習	4後		2			○		2	1					※実験
	◆◆◆発展演習	4後		2			○		3						
	小計（15科目）								9	4	1	1	0	兼3	－
	総合演習	4後		2			○		9	2					
	卒業論文	4後		2			○		9	2					
	小計（２科目）								9	4	0	0	0	0	－
合計（１２科目）		－	○○	○○	○○	－			10	6	2	2	0	兼11	－

兼任・兼担が授業を担当する場合，その人数を記載してください。

前期，後期，通年等の開講時期を配当年次の横に記載してください。

小計欄は科目区分毎の教員の実数を記載してください。

複数の授業形態をとる場合、主たる形態以外の授業形態を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。

学位又は称号	学士（法律学）	学位又は学科の分野	法学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
必修科目２４単位，専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：○○単位（年間）））	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業時間	９０分

実際に届出又は申請を行った際，事前相談を受けた内容と変更があった場合は，事前相談の結果は無効になりますので，内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

新設学部等の教育課程等の概要だけでなく，「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち，新設学部等の基礎となる学部等」の教育課程等の概要についても，忘れずに添付してください。

（作成例）

別紙4

名　称　変　更　の　概　要

事　　　　　項	記　　　　入　　　　欄
計　画　の　区　分	学部及び学部の学科の名称変更
フ　リ　ガ　ナ 設　　置　　者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾄﾗﾉﾓﾝｶﾞｸｴﾝ 学校法人　虎ノ門学園
フ　リ　ガ　ナ 大　学　の　名　称	ﾄﾗﾉﾓﾝﾀﾞｲｶﾞｸ 虎ノ門大学
名称変更の内容	（現在の名称）　　　　（変更後の名称） ○○学部　→　◎◎学部 英訳名（　　）　英訳名（　　） □□学科　→　△△学科 英訳名（　　）　英訳名（　　） ☆☆学科　　☆☆学科 英訳名（　　）　英訳名（　　）
名称変更の時期	平成　　年　　月　　日
新名称の対象年次	第１年次
名称変更の理由	○○○
在校生への対応	○○○

※名称変更の事前相談の対象
大学：学部・学科名、研究科・専攻名
短大：学科・専攻名

英訳名は国際通用性に留意して記載してください。

当該名称変更に際して，いつ，どのような手段により，学生や保護者等から同意を得たか又は得る予定かについて，具体的に記載してください。

（作成例）

別紙5

設　置　時　か　ら　の　変　更　状　況

開設又は変更時期	変　更　内　容	学位又は学科の分野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可（学部）
	社会福祉学部福祉心理学科　設置		
平成16年4月	心理学部心理学科　設置		設置届出（学科）
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	設置届出（学科）
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	－	学生募集停止（学科）
平成24年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部 保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	名称変更（学部）

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

※学部名を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」に、
　学科名を「保健福祉学科」から「医療福祉学科」に変更する場合の記載例

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

（作成例）

別紙６

設 置 時 か ら の 教 育 課 程 の 変 更 状 況

【 設置時（昭和〇〇年４月） 】

（法学部法律学科）

科目区分		授業科目の名称	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由
共通教養科目	教養教育科目	●●●●入門	2		
		◇◇◇史		2	
		？？？論			
		ΣΣΣ学			
		@@@学		2	
		△△△法		2	
		▲▲▲法		2	
		%%%%		2	
	外国語科目	○○語	2		
		××語		2	
	体育	スポーツ実技（＃＃）		2	
		スポーツ実技（▼▼）		2	
専門科目	専門基礎科目	●●●概論	2		
		△△△総論	2		
		××× 論		2	
		＄＄＄学		2	
		%%%学		2	
		＃＃＃史		2	
		＊＊＊法		2	
		◎◎◎法		2	
		○○○概論		2	
		○○○総論		2	
		×××Ⅰ（基礎）	2		
		×××Ⅱ（応用）	2		
		■■■基礎演習	2		
		小計（19科目）	10	28	0
	専門応用科目	○○○概論（応用）	2		
		■■■■論	2		
		○○○法		2	
		◇◇◇法		2	
				2	
		▼▼▼▼総論	2		
		□□□学		2	
		＄＄＄論		2	
		▽▽▽学		2	
		＃＃＃学（応用）		2	
		○○○研究		2	
		×××研究		2	
		◆◆◆発展演習		2	
		小計（15科目）	6	24	0
		総合演習	4		
		卒業論文	4		
		小計（２科目）	8	0	0
合計（１２科目）			○○	○○	○○

学位又は学科の分野	法学関係

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位、専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

【 名称変更前 】

（法学部法律学科）

「設置時」からの変更内容を記載してください。

科目区分		授業科目の名称	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	変更内容
共通教育科目	教養教育科目	●●●●入門				名称変更
		◇◇◇史				廃止
		？？？論		2		新設
		ΣΣΣ学				
		@@@学		2		
		◿◿◿法		2		統合
		%%%%		2		
	外国語科目	○○語	2			
		××語		2		
		◆◆◆語		2		新設
	体育	スポーツ実技				統合
専門科目	専門基礎科目	●●●概論	2			
		△△△論Ⅰ（基礎）	2			分割
		△△△論Ⅱ（発展）	2			分割
		△△△論Ⅲ（応用）		2		分割
		××× 論		2		廃止
		￥￥￥学		2		新設
		%%%学		2		
		＃＃＃史		2		
		＊＊＊法		2		
		◎◎◎法		2		
		○○○論		2		統合
		×××Ⅰ（基礎）	2			
		×××Ⅱ（応用）	2			
		■■■基礎演習	2			
		小計（19科目）	10	28	0	
	専門応用科目	○○○概論（応用）	2			
		■■■■論	2			
		○○○法		2		
		◇◇◇法		2		
		◇◇◇史		2		新設
		▼▼▼▼総論	2			
		□□□学		2		
		＄＄＄論		2		
		▽▽▽学		2		
		＃＃＃学（応用）		2		
		○○○研究		2		
		×××研究		2		
		◆◆◆発展演習		2		
		小計（15科目）	6	24	0	
		総合演習	4			
		卒業論文	4			
		小計（２科目）	8	0	0	
合計（１２科目）			○○	○○	○○	

学位又は学科の分野	法学関係

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位、専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

【 名称変更後 】

（法学部法学科）

「名称変更前」からの変更内容を記載してください。

科目区分		授業科目の名称	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	変更内容
共通教育科目	教育科目	ΣΣΣ学				
		♪♪♪♪論		2		新設
		@@@学		2		
		◿◿◿法		2		
		%%%%		2		
	外国語科目	○○語	2			
		実践○○語		2		新設
		××語		2		
		◆◆◆語		2		
	体育	スポーツ実技				統合
専門科目	専門基礎科目	●●●概論	2			
		△△△論Ⅰ（基礎）	2			
		△△△論Ⅱ（発展）	2			
		△△△論Ⅲ（応用）		2		
		＊＊＊法		2		
		◎◎◎法		2		
		○○○論		2		
		×××Ⅰ（基礎）	2			
		×××Ⅱ（応用）	2			
		■■■基礎演習	2			
		小計（19科目）	10	28	0	
	専門応用科目	○○○概論（応用）	2			
		■■■■論	2			
		○○○法		2		
		◇◇◇法		2		
		★★★法		2		新設
		◇◇◇史		2		
		▼▼▼▼総論	2			
		□□□学		2		
		＄＄＄論		2		
		☆☆☆学	2			統合
		○○○研究		2		
		×××研究		2		
		◆◆◆発展演習		2		
		小計（15科目）	6	24	0	
		総合演習	4			
		卒業論文	4			
		小計（２科目）	8	0	0	
合計（１２科目）			○○	○○	○○	

学位又は学科の分野	法学関係

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位、専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

変更内容が「統合」、「分割」等の場合は、表と表の間に矢印を付すなどして、対応関係が分かりやすいようにしてください。

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

別紙7

平成23年3月
文 部 科 学 省

届出により設置する学部等に係るＰＲ活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るＰＲ活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

１．ＰＲ活動

届出で設置する学部等に係るＰＲ活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

２．学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。***（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規程に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第４条第３項に基づく措置命令の可能性があることに留意してください。）***

② 事前相談を行っていない場合

事前相談を行っていない場合、届出後に届出設置要件の適否等について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第４条第３項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既　　設	新　設　後	学生募集の取扱い
Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科	Ａ学部　ＢＣ学科	既設の学科（上段：Ｂ学科、Ｃ学科、下段：ＢＣ学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
Ａ学部　ＢＣ学科	Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科	
Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科	Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科 Ｄ学科	既設のＢ学科、Ｃ学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のＤ学科については、届出後60日経過後に実施すること。
Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科	Ａ学部　Ｂ学科 Ｃ学科 Ｄ学部　Ｅ学科 Ｆ学科	既設のＡ学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のＤ学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。
※その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】
文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）
高等教育企画課大学設置室（内線：2048）
大学振興課大学入試室（内線：2495）

別紙 8

学校法人〇〇　設置認可等に関わる組織の移行表

（例1）

平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
〇〇大学			〇〇大学		
文学部　文学科	50	→	人文学部　人文学科	50	名称変更
経済学部　経済学科	50		経済学部　経済学科	50	
法学部　法学科	50		法学部　法学科	50	
			工学部　工学科	50	学部の設置（認可申請）
			情報学部　情報学科	50	学部の設置（認可申請）
〇〇大学大学院			〇〇大学大学院		
文学研究科　文学専攻（M）	10	→	文学研究科　文学専攻（M）	10	
経済学研究科　経済学専攻（M）	10		経済学研究科　経済学専攻（M）	10	
〇〇短期大学			〇〇短期大学		
家政学科	75	→		0	平成24年度より学生募集停止
看護学科（3年制）	80		看護学科（3年制）	100	定員変更

（例2）

平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
			〇〇大学		大学新設
			福祉学部　福祉学科	100	
〇〇短期大学			〇〇短期大学		
福祉学科	100	→		0	平成24年度より学生募集停止
保育学科	100		保育学科	100	
情報学科	100		情報学科	100	

（例3）

平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
			〇〇大学		大学新設
			リハビリテーション学部	80	
			鍼灸学部	50	
〇〇専門学校			〇〇専門学校		
リハビリテーション学科	100	→		0	平成24年度より学生募集停止
鍼灸学科	100			0	平成24年度より学生募集停止
柔道整復学科	50		柔道整復学科	30	定員変更

※　届出の場合についても添付してください。

設置計画履行状況等調査
について
（ＡＣ：アフターケア）

ACの目的

- 大学等の設置後，原則として「完成年度」を越えるまで，当初の設置計画の履行状況について調査

※ 完成年度

開設年度に入学した学生が、標準修業年限で卒業する年度

調査対象

- 認可又は届出により設置した，学年進行中のすべての大学及び学部等

- 完成年度を越えたもののうち，前年度に留意事項が付された大学及び学部等

調査結果の概要（1）

- 入学定員管理

定員超過及び定員未充足の解消

- 教育課程（単位の実質化）

1単位当たり15時間の確保

（講義の場合）定期試験を除く

調査結果の概要（2）

- 教員組織

  未就任や退職による授業科目の未開講

  専任教員採用等に必要な手続の理解不足

- FD

  学生による授業評価について、学生等に公表することを通じて教育改善

専任教員の変更（1）

- 専任教員を新たに採用
- 専任教員の担当科目の追加
- 専任教員の担当科目の内容変更
- 専任教員の昇格
- 専任教員の担当科目名称の変更
  （内容の変更がない場合も含む）

専任教員の変更（2）

- 授業開始前までに教員審査を受審（審査は年3回（6月、8月、12月）

- 必要書類は以下のとおり

① 専任教員採用等設置計画変更書（AC）
② 専任教員の個人調書
③ 担当予定授業科目
④ 教育課程等の概要
⑤ 就任承諾書
⑥ 印鑑登録証明
⑦ 政府機関等のHP等（必要な場合）

※教員ごと、専門委員会ごとに作成する